







6	技術対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
7	當緒環境調整官は、命を受けて、當緒工事に関する事務のうち、環境対策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。
8	工事検査官は、命を受けて、當緒工事の検査に関する事務を分掌する。
9	統括工事検査官は、工事検査官の事務を統括する。
10	統括工事検査官は、工事検査官をもつて充てられるものとする。
11	総合政策局
12	第十五条 削除
13	(政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官)
14	第十六条 総務課に、政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。
15	政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
16	交通安全対策官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。
17	一 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する行政機関の事務の調整に関すること。(大臣官房の所掌に属するものを除く。)
18	二 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る)に関すること。
19	三 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る)に関する事務をつかさどる。
20	(政策企画官及び政策企画調整官)
21	第十七条 第二款
22	第三款
23	第一款
24	第二款
25	第三款
26	第四款
27	第五款
28	第六款
29	第七款
30	第八款
31	第九款
32	第十款
33	第十一款
34	第十二款
35	第十三款
36	第十四款
37	第十五款
38	第十六款
39	第十七款
40	第十八款
41	第十九款
42	第二十款
43	第二十一款
44	第二十二款
45	第二十三款
46	第二十四款
47	第二十五款
48	第二十六款
49	第二十七款
50	第二十八款
51	第二十九款
52	第三十款
53	第三十一款
54	第三十二款
55	第三十三款
56	第三十四款
57	第三十五款
58	第三十六款
59	第三十七款
60	第三十八款
61	第三十九款
62	第四十款
63	第四十一款
64	第四十二款
65	第四十三款
66	第四十四款
67	第四十五款
68	第四十六款
69	第四十七款
70	第四十八款
71	第四十九款
72	第五十款
73	第五十一款
74	第五十二款
75	第五十三款
76	第五十四款
77	第五十五款
78	第五十六款
79	第五十七款
80	第五十八款
81	第五十九款
82	第六十款
83	第六十一款
84	第六十二款
85	第六十三款
86	第六十四款
87	第六十五款
88	第六十六款
89	第六十七款
90	第六十八款
91	第六十九款
92	第七十款
93	第七十一款
94	第七十二款
95	第七十三款
96	第七十四款
97	第七十五款
98	第七十六款
99	第七十七款
100	第七十八款
101	第七十九款
102	第八十款
103	第八十一款
104	第八十二款
105	第八十三款
106	第八十四款
107	第八十五款
108	第八十六款
109	第八十七款
110	第八十八款
111	第八十九款
112	第九十款
113	第九十一款
114	第九十二款
115	第九十三款
116	第九十四款
117	第九十五款
118	第九十六款
119	第九十七款
120	第九十八款
121	第九十九款
122	第一百款
123	第一百一十一款
124	第一百一十二款
125	第一百一十三款
126	第一百一十四款
127	第一百一十五款
128	第一百一十六款
129	第一百一十七款
130	第一百一十八款
131	第一百一十九款
132	第一百二十款
133	第一百二十一款
134	第一百二十二款
135	第一百二十三款
136	第一百二十四款
137	第一百二十五款
138	第一百二十六款
139	第一百二十七款
140	第一百二十八款
141	第一百二十九款
142	第一百三十款
143	第一百三十一款
144	第一百三十二款
145	第一百三十三款
146	第一百三十四款
147	第一百三十五款
148	第一百三十六款
149	第一百三十七款
150	第一百三十八款
151	第一百三十九款
152	第一百四十款
153	第一百四十一款
154	第一百四十二款
155	第一百四十三款
156	第一百四十四款
157	第一百四十五款
158	第一百四十六款
159	第一百四十七款
160	第一百四十八款
161	第一百四十九款
162	第一百五十款
163	第一百五十一款
164	第一百五十二款
165	第一百五十三款
166	第一百五十四款
167	第一百五十五款
168	第一百五十六款
169	第一百五十七款
170	第一百五十八款
171	第一百五十九款
172	第一百六十款
173	第一百六十一款
174	第一百六十二款
175	第一百六十三款
176	第一百六十四款
177	第一百六十五款
178	第一百六十六款
179	第一百六十七款
180	第一百六十八款
181	第一百六十九款
182	第一百七十款
183	第一百七十一款
184	第一百七十二款
185	第一百七十三款
186	第一百七十四款
187	第一百七十五款
188	第一百七十六款
189	第一百七十七款
190	第一百七十八款
191	第一百七十九款
192	第一百八十款
193	第一百八十一款
194	第一百八十二款
195	第一百八十三款
196	第一百八十四款
197	第一百八十五款
198	第一百八十六款
199	第一百八十七款
200	第一百八十八款
201	第一百八十九款
202	第一百九十款
203	第一百九十一款
204	第一百九十二款
205	第一百九十三款
206	第一百九十四款
207	第一百九十五款
208	第一百九十六款
209	第一百九十七款
210	第一百九十八款
211	第一百九十九款
212	第二百款
213	第二百一十一款
214	第二百一十二款
215	第二百一十三款
216	第二百一十四款
217	第二百一十五款
218	第二百一十六款
219	第二百一十七款
220	第二百一十八款
221	第二百一十九款
222	第二百二十款
223	第二百二十一款
224	第二百二十二款
225	第二百二十三款
226	第二百二十四款
227	第二百二十五款
228	第二百二十六款
229	第二百二十七款
230	第二百二十八款
231	第二百二十九款
232	第二百三十款
233	第二百三十一款
234	第二百三十二款
235	第二百三十三款
236	第二百三十四款
237	第二百三十五款
238	第二百三十六款
239	第二百三十七款
240	第二百三十八款
241	第二百三十九款
242	第二百四十款
243	第二百四十一款
244	第二百四十二款
245	第二百四十三款
246	第二百四十四款
247	第二百四十五款
248	第二百四十六款
249	第二百四十七款
250	第二百四十八款
251	第二百四十九款
252	第二百五十款
253	第二百五十一款
254	第二百五十二款
255	第二百五十三款
256	第二百五十四款
257	第二百五十五款
258	第二百五十六款
259	第二百五十七款
260	第二百五十八款
261	第二百五十九款
262	第二百六十款
263	第二百六十一款
264	第二百六十二款
265	第二百六十三款
266	第二百六十四款
267	第二百六十五款
268	第二百六十六款
269	第二百六十七款
270	第二百六十八款
271	第二百六十九款
272	第二百七十款
273	第二百七十一款
274	第二百七十二款
275	第二百七十三款
276	第二百七十四款
277	第二百七十五款
278	第二百七十六款
279	第二百七十七款
280	第二百七十八款
281	第二百七十九款
282	第二百八十款
283	第二百八十一款
284	第二百八十二款
285	第二百八十三款
286	第二百八十四款
287	第二百八十五款
288	第二百八十六款
289	第二百八十七款
290	第二百八十八款
291	第二百八十九款
292	第二百九十款
293	第二百九十一款
294	第二百九十二款
295	第二百九十三款
296	第二百九十四款
297	第二百九十五款
298	第二百九十六款
299	第二百九十七款
300	第二百九十八款
301	第二百九十九款
302	第二百五十款
303	第二百五十一款
304	第二百五十二款
305	第二百五十三款
306	第二百五十四款
307	第二百五十五款
308	第二百五十六款
309	第二百五十七款
310	第二百五十八款
311	第二百五十九款
312	第二百六十款
313	第二百六十一款
314	第二百六十二款
315	第二百六十三款
316	第二百六十四款
317	第二百六十五款
318	第二百六十六款
319	第二百六十七款
320	第二百六十八款
321	第二百六十九款
322	第二百七十款
323	第二百七十一款
324	第二百七十二款
325	第二百七十三款
326	第二百七十四款
327	第二百七十五款
328	第二百七十六款
329	第二百七十七款
330	第二百七十八款
331	第二百七十九款
332	第二百八十款
333	第二百八十一款
334	第二百八十二款
335	第二百八十三款
336	第二百八十四款
337	第二百八十五款
338	第二百八十六款
339	第二百八十七款
340	第二百八十八款
341	第二百八十九款
342	第二百九十款
343	第二百九十一款
344	第二百九十二款
345	第二百九十三款
346	第二百九十四款
347	第二百九十五款
348	第二百九十六款
349	第二百九十七款
350	第二百九十八款
351	第二百九十九款
352	第二百五十款
353	第二百五十一款
354	第二百五十二款
355	第二百五十三款
356	第二百五十四款
357	第二百五十五款
358	第二百五十六款
359	第二百五十七款
360	第二百五十八款
361	第二百五十九款
362	第二百六十款
363	第二百六十一款
364	第二百六十二款
365	第二百六十三款
366	第二百六十四款
367	第二百六十五款
368	第二百六十六款
369	第二百六十七款
370	第二百六十八款
371	第二百六十九款
372	第二百七十款
373	第二百七十一款
374	第二百七十二款
375	第二百七十三款
376	第二百七十四款
377	第二百七十五款
378	第二百七十六款
379	第二百七十七款
380	第二百七十八款
381	第二百七十九款
382	第二百八十款
383	第二百八十一款
384	第二百八十二款
385	第二百八十三款
386	第二百八十四款
387	第二百八十五款
388	第二百八十六款
389	第二百八十七款
390	第二百八十八款
391	第二百八十九款
392	第二百九十款
393	第二百九十一款
394	第二百九十二款
395	第二百九十三款
396	第二百九十四款
397	第二百九十五款
398	第二百九十六款
399	第二百九十七款
400	第二百九十八款
401	第二百九十九款
402	第二百五十款
403	第二百五十一款
404	第二百五十二款
405	第二百五十三款
406	第二百五十四款
407	第二百五十五款
408	第二百五十六款
409	第二百五十七款
410	第二百五十八款
411	第二百五十九款
412	第二百六十款
413	第二百六十一款
414	第二百六十二款
415	第二百六十三款
416	第二百六十四款
417	第二百六十五款
418	第二百六十六款
419	第二百六十七款
420	第二百六十八款
421	第二百六十九款
422	第二百七十款
423	第二百七十一款
424	第二百七十二款
425	第二百七十三款
426	第二百七十四款
427	第二百七十五款
428	第二百七十六款
429	第二百七十七款
430	第二百七十八款
431	第二百七十九款
432	第二百八十款
433	第二百八十一款
434	第二百八十二款
435	第二百八十三款
436	第二百八十四款
437	第二百八十五款
438	第二百八十六款
439	第二百八十七款
440	第二百八十八款
441	第二百八十九款
442	第二百九十款
443	第二百九十一款
444	第二百九十二款
445	第二百九十三款
446	第二百九十四款
447	第二百九十五款
448	第二百九十六款
449	第二百九十七款
450	第二百九十八款
451	第二百九十九款
452	第二百五十款
453	第二百五十一款
454	第二百五十二款
455	第二百五十三款
456	第二百五十四款
457	第二百五十五款
458	第二百五十六款
459	第二百五十七款
460	第二百五十八款
461	第二百五十九款
462	第二百六十款
463	第二百六十一款
464	第二百六十二款
465	第二百六十三款
466	第二百六十四款
467	第二百六十五款
468	第二百六十六款
469	第二百六十七款
470	第二百六十八款
471	第二百六十九款
472	第二百七十款
473	第二百七十一款
474	第二百七十二款
475	第二百七十三款
476	第二百七十四款
477	第二百七十五款
478	第二百七十六款
479	第二百七十七款
480	第二百七十八款
481	第二百七十九款
482	第二百八十款
483	第二百八十一款
484	第二百八十二款
485	第二百八十三款
486	第二百八十四款
487	第二百八十五款
488	第二百八十六款
489	第二百八十七款
490	第二百八十八款
491	第二百八十九款
492	第二百九十款
493	第二百九十一款
494	第二百九十二款
495	第二百九十三款
496	第二百九十四款
497	第二百九十五款
498	第二百九十六款
499	第二百九十七款
500	第二百九十八款
501	第二百九十九款
502	第二百五十款
503	第二百五十一款
504	第二百五十二款
505	第二百五





(半島振興室)

**第四十一条** 地域振興課に、半島振興室を置く。

2 半島振興室は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における半島地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3 半島振興室に、室長を置く。

(離島振興企画調整官)

**第四十二条** 地離島振興課に、離島振興企画調整官一人を置く。

2 総合企画調整官は、命を受けて、離島振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

(調整官)

**第四十三条** 国土政策局に、調整官一人を置く。

2 調整官は、命を受けて、特別地域振興官のかさどる職務のうち重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

**第四款** 不動産・建設経済局

(土地収用管理室及び企画官)

**第四十二条** 総務課に、土地収用管理室及び企画室を置く。

2 土地収用管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 土地の使用及び収用に関する事務 (土地政

策課の所掌に属するものを除く)。

2 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の施行に關すること。

3 土地収用管理室に、室長を置く。

企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に參画する。

2 国際展開推進官及び国際連携調整官

(国際展開推進官及び国際連携調整官)

**第四十二条** 国際市場課に、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

2 国際展開推進官は、命を受けて、不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務に關するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項に

3 国際連携調整官は、命を受けて、不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務に關するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項に

についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(地籍整備室並びに地理空間情報活用推進官及び国土調査企画官)

**第四十二条** 地理空間情報課に、地籍整備室並びに地理空間情報活用推進官及び国土調査企

画官それぞれ一人を置く。

2 地籍整備室は、地籍調査その他の地籍整備に関する事務 (国土調査企画官の所掌に属するものを除く) をつかさどる。

2 地籍整備室並びに地理空間情報活用推進官及び国土調査企画官の所掌に属するものを除く) をつかさどる。

2 地籍整備室に、室長を置く。

2 地籍整備室並びに地理空間情報活用推進官及び国土調査企画官の所掌に属するものを除く) をつかさどる。

土地利用基本計画、土地取引その他の土地利用の調整に関する重要な事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

(不動産業指導室及び不動産政策企画官)

**第四十三条** 不動産業課に、不動産業指導室及び不動産政策企画官一人を置く。

2 不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 不動用地取得制度に関する事務 (公共用地の所掌に属するものを除く)。

(不動産業指導室及び不動産政策企画官)

**第四十三条** 不動産業課に、不動産業指導室及び不動産政策企画官一人を置く。

2 不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。





四 河川の流水の状況を改善するための二以上の河川を連絡する施設その他これに類する施設の整備に関すること。

五 水資源の開発又は利用のための施設の管理に関すること（治水課の所掌に属するものを除く。）。

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号及び第四号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

7 流水管理室に、室長を置く。

8 水防企画室は、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9 水防企画室に、室長を置く。

10 河川環境保全企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水管路・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（上下水道企画課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

二 河川等の環境の保全に関する事業に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

第六十一条 治水課に、流域減災推進室及び事務監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官をそれぞれ一人を置く。

2 流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（流域減災推進室及び事務監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官）

二 河川管理施設等（河川管理施設及び河川法  
する事務のうち、減災に関する企画及び立  
案、調整、指導並びに監督に関すること（他  
課及び事業監理室の所掌に属するものを除  
く。）。

三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一  
号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設  
工事の設計若しくは工事管理を行うこと。  
流域減災推進室に、室長を置く。

事業監理室は、河川の整備及び水資源の開発  
又は利用のための施設の整備（以下「河川の整  
備等」という。）に関する事務のうち、特定の  
重要な事業の企画及び立案、調整、指導並びに  
監督に関するものをつかさどる。

事業監理室に、室長を置く。

技術調整官は、命を受けて、治水課の所掌事  
務に関する技術に関する重要事項についての企  
画及び立案並びに調整に関する事務をつかさど  
る。

7 流域治水企画官は、命を受けて、流域におけ  
る治水及び水利に関する施策に関する重要事項  
についての企画及び立案並びに推進に関する事  
務（水政課及び河川計画課の所掌に属するもの  
を除く。）をつかさどる。  
(上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及  
び上下水道国際推進官)

第六十一条の二 上下水道企画課に、上下水道政  
策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国  
際推進官それぞれ一人を置く。

2 上下水道政策企画官は、命を受けて、上下水  
道企画課の所掌事務に関する重要事項について  
の企画及び立案並びに調整に関する事務をつか  
さどる。

3 上下水道事業調整官は、命を受けて、水道及  
び下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確  
保に関する特定事項についての企画及び立案、  
調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

4 上下水道国際推進官は、命を受けて、水道及  
び下水道に関する国際関係事務で海外における  
プロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の  
推進に係るものに関する特定事項についての企  
画及び立案並びに外国の行政機関その他の者と  
の調整に関する事務をつかさどる。

(水道計画指導室) 第六十二条 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道用水の供給に関する企画及び立案に係る事務をつかさどること。

二 水道の広域的な整備に関する事務。

三 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)第七章の規定による水道事業及び水道用水供給事業の監督に関する事務。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務のうち、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八百八十二号)第十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項(水道の用に供する施設に係る部分に限る。)の業務に関する事務。

五 水道計画指導室に、室長を置く。  
(事業マネジメント推進室及び流域計画調整官)

第六十三条の四 下水道事業課に、事業マネジメント推進室及び流域計画調整官一人を置く。  
事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

事業マネジメント推進室に、室長を置く。

流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関する事務。

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関する事務。

三 水防法(昭和二十四年法律第九百九十三号)第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関する事務。

(災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括灾害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官)

第六十二条 防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十九人(うち十八人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)以内、総括灾害査定官及び防災政策調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)以内を置く。

2 災害対策室は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務についての企画及び立案並びに調整に係るもの所掌に係るもの（以下「総括」という。）をつかさどる。

3 急災害対策派遣隊の管轄及び運営に関する事務で国土交通省の所掌に係るもの（以下「交通に関連する防災に関する事務に係るもの（以下「緊急災害対策派遣官の所掌に属するものを除く。」）をつかさどる。

4 災害対策室に、室長を置く。

5 防災企画官は、命を受けて、防災課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

6 災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。）に関する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

7 総括災害査定官は、災害査定官の事務を統括する。

8 防災政策調整官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、防災に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るもの（以下「総括」という。）をつかさどる。

9 緊急災害対策派遣官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における緊急災害対策派遣隊の指揮監督に関する事務をつかさどる。

(水源地域対策企画官)

**第六十二条の二 水資源政策課に、水源地域対策企画官を置く。**

1 水源地域対策企画官は、命を受けて、水資源政策課の所掌事務のうち水源地域対策に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

2 総合水資源管理戦略室及び水循環推進調整官

**第六十二条の三 水資源計画課に、総合水資源管理戦略室及び水循環推進調整官一人を置く。**

3 総合水資源管理戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水資源の管理に関する総合的かつ基本的な企画の企画及び立案並びに推進に関するこ

- |  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
| 二<br>第六十三条 砂防計画課に、地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術推進官                              | 一<br>一 土砂災害 (地震によるものに限る。) 及び<br>二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止<br>五十七号) の規定による緊急調査に関するこ<br>と。 | 二<br>一 土砂災害 (地震によるものに限る。) 及び<br>二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止<br>五十七号) の規定による緊急調査に関するこ<br>と。            |
| 4 3<br>第六十四条 保全課に、土砂災害対策室及び海岸<br>室並びに総合土砂企画官、土砂・洪水氾濫対策<br>官及び海洋開発企画官それぞれ一人を置く。 | 5<br>一 土砂災害 (地震によるものに限る。) 及び<br>二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止<br>五十七号) の規定による緊急調査に関するこ<br>と。 | 4 3<br>第六十五条 砂防計画課に、地震・火山砂防室並<br>びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術推進<br>官それぞれ一人を置く。                | 4 3<br>第六十六条 海岸室は、次に掲げる事務をつかさど<br>る事務のうち技術に関すること。                                    | 4 3<br>第六十七条 土砂災害対策室に、室長を置く。   | 二<br>一 低潮線保全区域における低潮線の保全に関<br>する事務のうち技術に関すること。<br>二 海岸の整備、利用、保全その他の管理（國<br>土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務の |

うち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るもの(除く。)に属すること(港湾局及び総合土砂企画官の所掌に属するものを除く。)。

三 地方公共団体等からの委託に基づき、前号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

海岸室に、室長を置く。

総合土砂企画官は、命を受けて、砂防工事、地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止工事並びに海岸保全施設に関する工事(港湾に係る海岸において施行されるものを除く。)に係る土砂の管理に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整にかかる事務をつかさどる。

土砂・洪水氾濫対策官は、命を受けて、砂防工事(災害復旧事業の監督、監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るもの(除く。)に関する事務のうち、土砂等(土砂及び樹木をいう。以下この項において同じ。)が流下し河川に堆積することにより、土砂等が流水と一体となって河川外に流出する災害の防止に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

8 海洋開発企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務(社会資本の整備に関連するもの(交通に関連するものを除く。)に限る。)に関する事務に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第七款 道路局

(高速道路経営管理室並びに企画官、道路企画調整官及び道路政策企画官)

第六十五条 総務課に、高速道路経営管理室並びに企画官、道路企画調整官及び道路政策企画官の組織及び運営一般に関すること。

一 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の組織及び運営一般に関すること。

二 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本高

速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の行う業務に関すること（鉄道局及び路政課の所掌に属するものを除く。）。

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の組織及び運営一般に關すること。

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の行う業務（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に關する特別措置法（昭和五十六年法律第七十一号）の規定による業務にあつては、同法第十条の規定による交付金の交付に係るものに限る。）に関すること（鉄道局及び路政課の所掌に属するものを除く。）。

四 高速道路經營管理室に、室長を置く。

三 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務に參画する。

三 道路企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどること。

二 道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。）に關する中長期的な計画に關する特定事項についての企画及び立案に關すること。

二 道路政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路局の所掌事務に關する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案に關すること。

一 道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整室

三 共同構調整備道路の指定に関すること。  
　　道路利用調整室に、室長を置く。

　企画官は、命を受けて、道路局の所掌事務に関する法令案についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

　道路利用調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

　一 道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関する特定事項に関する事。

　二 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る）並びに北海道の開発道路の利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事。

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進官）

第六十七条 道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進室を置く。

　車両通行対策室は、車両の通行の規制に関する事務をつかさどる。

　車両通行対策室に、室長を置く。

　高度道路交通システム推進室は、道路交通システムの高度化に関する事務（自動走行高度化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第六十八条 道路交通システム推進室に、室長を置く。

　自動走行高度化推進官は、命を受けて、道路の整備等に関する事務のうち、道路の交通の管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

　自動走行高度化推進官は、命を受けて、道路システムの高度化に関する事務のうち、自動走行システムの高度化に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官)		第六十八条 企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		2 国際室は、道路の規格構造に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する企画及び立案並びに評価室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		3 国際室に、室長を置く。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		4 道路経済調査室は、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		5 道路経済調査室に、室長を置く。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		6 5 評価室は、道路に関する調査に関する事務(国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		7 道路経済調査室に、室長を置く。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		8 道路事業調整官は、命を受けて、道路の整備等に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		9 海外道路プロジェクト推進官は、命を受けた道路の規格構造に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する国際関係事務のうち、海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項に関するものをつけさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		第六十九条 削除 (道路メンテナンス企画室及び国道路事業調整官)	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		第七十条 国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び国道路事業調整官一人を置く。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		二 道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		一 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る)及び一般国道の保全(除雪を含む)。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		二 一般国道の保全(除雪を含む)。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		三 地方の工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に関すること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		四 道路メンテナンス企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		一 地域道路(地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために道路をいう。)の整備に関する特定事項についての調整、指導及び監督に	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		二 沿道の環境の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		三 地域道路調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		一 地域道路(地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために道路をいう。)の整備に関する特定事項についての調整、指導及び監督に	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		二 沿道の環境の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		三 地域道路調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		四 住生活サービス産業振興官は、命を受けて、住宅活用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		五 住生活サービス産業振興官は、命を受けて、住宅活用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち住宅の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		六 民間事業支援調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		一 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		二 高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官及び有料道路利用調整官それぞれ一人を置く。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		三 地方公宅事業調整官は、命を受けて、公共住宅の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		四 公共住宅事業調整官は、命を受けて、公共住宅の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。	
二 道路の保全(除雪を含む)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。		五 木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。	

についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

一 住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に關すること(住宅経済・法制課の所掌に属するものを除く。)。

二 独立行政法人都市再生機構の行う業務に關すること(都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。)。

三 有料道路に関する事業に関する事務のうち、整備に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

四 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

五 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

六 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

七 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

八 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

九 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

十 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

十一 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

十二 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

十三 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

十四 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

十五 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

十六 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

十七 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

十八 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

十九 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十一 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十二 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十三 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十四 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十五 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十六 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十七 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

二十八 有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すこと。

2	木造住宅振興室は、工場生産住宅に類する住宅の建設及び供給に関する指導及び助成、住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成並びに建築用資材の需給及び価格の調査に関する事務で木造の住宅その他木造の建築物に関するもの（住宅ストック活用・リフォーム推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
4 3	木造住宅振興室に、室長を置く。 住宅産業適正化調整官は、命を受けて、工場生産住宅その他これに類するものの適正な建設及び供給に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 評価業務等監督調整官は、命を受けて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に基づく登録を受けた者が同法に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務をつかさどる。
5	建築物事故調査・防災対策室に、室長を置く。 建築業務適正化推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 建築基準法若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する調整、指導及び監督に関すること（監督調整官の所掌に属するものを除く。）。
6	建築デジタル推進官は、命を受けて、建築指導課の所掌事務に関するデジタル技術の活用の推進に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 二 争訟に関すること。
7	建築デジタル推進官は、命を受けて、建築指導課の所掌事務に関するデジタル技術の活用の推進に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 三 防災街区整備事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する限りに限る）。
8	建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官及び監督調整官それぞれ一人を置く。 建築安全調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号）又はこれに基づく命令に係る違反建築物の調査に関する事務（建築物事故調査・防災対策室及び昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く。）。
9	建築法又はこれらに基づく命令に基づく國土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。
2	監督調整官は、命を受けて、建築基準法若しくは建築法又はこれらに基づく命令に基づく建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつとめを置く。 建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。 二 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。
3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。
4	危機管理室は、鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）に関する危機管理に関する事務をつかさどる。
5	貨物鐵道政策室は、鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
6	貨物鐵道政策室に、室長を置く。
7	貨物鐵道政策室に、室長を置く。
8	脱炭素化推進官は、鉄道局の所掌事務に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に係る基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
9	輸送障害対策推進官は、鉄道等による輸送に障害を生じた場合における鉄道等の利用者の安全及び利便の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
2	都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する事業（中心市街地共
3	同住宅供給事業を除く。）による住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関すること及び市街地住宅整備室に、室長を置く。
4	危機管理室に、室長を置く。
5	「鉄道等」という。）に関する危機管理に関する事務をつかさどる。
6	危機管理室に、室長を置く。
7	危機管理室は、鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）に関する危機管理に関する事務をつかさどる。
8	危機管理室に、室長を置く。
9	危機管理室に、室長を置く。





基準に關すること（審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に屬するものを除く。）	二 道路運送車両の使用に關する事務のうち環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に係る技術上の基準に關すること。
三 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に關すること。	一 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の環境基準室に室長を置く。
四 3 環境業務室は、物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に關する事務（物流政策課及び技術・環境政策課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。	二 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の環境基準室に室長を置く。
五 6 国際業務室に、室長を置く。	三 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の環境基準室に室長を置く。
六 5 自動車基準協定調整官は、車両等の技術規則に係る国際協定に關する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーバー情報企画調整官）	四 3 国際業務室は、物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に關する事務（物流政策課及び技術・環境政策課の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。
七 9 リコール業務指導官は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両法第五十七条の二に規定する自動車製作者等又は同法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等が行う改善措置の実施体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	五 4 完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両の乗組員の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
八 8 完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両法第七十五条第四項の検査に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	六 5 国際業務室に、室長を置く。
九 10 ユーザー情報企画調整官は、物流・自動車局の所掌事務に關する道路運送車両の使用者の利益の保護に係る情報提供に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るもの）をつかさどる。（点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官）	七 6 リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室及びリコール業務指導官の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。
十 2 第九十四条 自動車整備の過程に付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置に、室長を置く。）をつかさどる。	八 4 人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に關する政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に關するものをつかさどる。
十一 2 第九十五条 総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官八人を置く。	九 3 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十二 11 第九十六条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十 4 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十三 10 第九十七条 海事思想の普及及び宣伝に關すること。	十一 5 二 海事代理士に關すること。
十四 9 モーターボート競走監督室に、室長を置く。	十二 4 人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に關する政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に關するものをつかさどる。
十五 8 業務監理室は、船舶の航行の安全の確保、船員の適正な労働環境の確保及び海事局の所掌事務に關する環境の保全に關する事務の運営の指導及び改善に關する事務をつかさどる。	十三 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十六 7 第九十八条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十四 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十七 6 第九十九条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十五 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十八 5 第一百条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十六 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
十九 4 第一百零一条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十七 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
二十 3 第一百零二条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十八 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
二十一 2 第一百零三条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	十九 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。
二十二 1 第一百零四条 安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務をつかさどる。	二十 5 二 自動車整備事業の近代化に關すること。





2	企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する事務で港湾における産業の国際競争力の強化に係るものに関する事と。
二	港湾局の所掌事務に係るクールーズの振興に関する事務で国際機関との連絡及び国際協力に関する事務で国際標準化推進官の所掌に属するものと。
三	港湾保全政策室並びに技術企画調整官の所掌に属するものと。
四	港湾施設の産業標準に関する事務をつかさどる。
5	技術監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾の整備及び航路の整備に関する試験、研究並び技術の開発並びにこれら助成並びに技術の指導及び成果の普及に関する事と（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く）。
二	港湾の施設に関する技術上の基準のうち維持に関する事と（国際標準化推進官の所掌に属するものを除く）。
三	港湾保全政策室に、室長を置く。
6	6 5 企画室は、港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画の審査に関する事務をつかさどる。
7	6 5 事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾及び航路の整備及び保全に関する事業の効率的かつ効果的な実施及びその決定過程の透明化に関する企画及び立案に関する事と（海洋・環境課の所掌に属するものを除く）。
二	港湾及び航路の整備及び保全に関する事業の評価に関する事と（海洋・環境課の所掌に属するものを除く）。
三	前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事と。
8	7 6 企画室は、港湾運営会社指導官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事と。
二	民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要な事項に関する情報化に関する企画会社に関する事と（特定港湾運営会社に限る。）。
三	港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
9	7 6 企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾における産業の国際競争力の強化たる事務で港湾の整備、利用、保全及び管理に係る港湾の整備、利用、保全及び管理に関する基本的な政策（クールーズの振興に関するものに限る。）の企画及び立案に関する事と。
二	港湾の利用に関する事務のうち、クールーズの振興に関するものに限る。）の企画及び立案に関する事と。
10	8 7 企画室は、港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾工事安全推進官は、命を受けて、技術企画調整官、港湾工事高密度化指導官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
二	港湾工事安全推進官は、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
11	8 7 企画室は、港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾工事安全推進官は、命を受けて、技術企画調整官、港湾工事高密度化指導官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
二	港湾工事安全推進官は、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
12	8 7 企画室は、港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾工事安全推進官は、命を受けて、技術企画調整官、港湾工事高密度化指導官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
二	港湾工事安全推進官は、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
13	8 7 企画室は、港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	港湾工事安全推進官は、命を受けて、技術企画調整官、港湾工事高密度化指導官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。
二	港湾工事安全推進官は、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高密度化指導官、技術基準調査官及び国際標準化推進官の所掌に属する事務を統括する。





9	空港保安防災教育訓練センターに、所長を置く。
8	空港保安防災教育訓練センターは、大村市に置く。
7	(成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官)
6	成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに他課及び首都圏空港調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 成田国際空港企画室に、室長を置く。
5	東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに他課及び首都圏空港調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 東京国際空港企画室に、室長を置く。
4	首都圏空港調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一 首都圏内の空港等の管理に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事項（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。） 二 首都圏内の空港等の管理に係る争訟に関する事務で特定事項に関する事（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）
3	近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画課に、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官を置く。
2	近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の設置及び管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
1	中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の設置及び管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空機安全対策調整官、小型航空機査官、外國航空機安全対策調整官、企画調整官、航空從事者試験官、空港安全企画調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安監査官及び交通管制保安脅威評価官、航空保安監査官及び交通安全監督官)

15	航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に際かざさる。
14	運航基準高度化企画調整官は、航空機の航行の安全の確保に関する基準の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部及び国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかざる。
13	安全管理推進官は、命を受けて、航空に関する安全管轄の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかざる。
12 11	航空保安対策室は、室長を置く。 航空保安対策室は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他空の航空に関する犯罪（以下この条において「航空に関する犯罪」という。）の防止のための対策に係るものに関する事務（国際企画調整室並びに航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかざる。
10 9	乗員政策室は、室長を置く。 空港安全室は、空港等に係る安全に関する国際的な基準についての企画及び立案並びに当該基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務（空港安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
8 7	三 航空機に係る航空従事者の養成に関すること（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
二 航空機に係る航空従事者の養成に関すること（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）。	明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明並びに運航管理者の技能検定に係る試験制度に関する企画及び立案並びに国際機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

16	する事務（国際企画調整室の所掌に属するもの を除く。）をつかさどる。
17	一 機長の認定及び査察操縦士の指名に係る審 査に關すること。
18	二 航空機の航行の安全の確保に係る外国航空 機及び航空運送事業の用に供する航空機の監 督に關すること。
19	三 航空機の航行の安全の確保に規定する 事項についての企画及び立案並びに国際機 関、外国の行政機関その他の關係者との連絡調 整に関する事務（運航基準高度化企画調整室の 所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
20	四 小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行 の安全の確保に係る企画及び立案並びに關係行 政機関その他の關係者との連絡調整に関する事 務（無人航空機安全課並びに国際企画調整室並 びに運航基準高度化企画調整官及び外国航空機 安全対策調整官の所掌に属するものを除く。） をつかさどる。
21	五 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びそ の装備品に係る検査（これらの整備、改造又は 検査に關する認定のための検査を含む。）の実 施に関する事務（航空機安全課及び整備審査官 の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
22	六 航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名す る者を首席航空機検査官とする。
23	七 首席航空機検査官は、航空機検査官の所掌に属 する事務を統括する。
24	八 整備審査官は、命を受けて、航空機に係る整 備規程の認可に係る審査その他航空機及びその 装備品の整備に係る審査、検査及び指導に關す る事務を分掌する。
25	九 整備審査官のうちから国土交通大臣が指名す る者を首席整備審査官とする。
26	十 首席整備審査官は、整備審査官の所掌に属す る事務を統括する。







三年国土交通省令第七十九号）の定めるところによる。

### 第三款 國土交通大学校

百四十三条 國土交通大学校については、國土交通大学組織規則（平成十三年國土交通省令第十四号）の定めるところによる。

### 第四款 航空保安大학교

百四十四条 航空保安大학교については、航空保安大학교組織規則（平成十三年國土交通省令第十九号）の定めるところによる。

### 第五款 第百五十三条から第百五十三条まで

#### 第三節 特別の機関

##### 第一款 國土地理院

百五十四条 國土地理院については、國土地理院組織規則（平成十三年國土交通省令第二十号）の定めるところによる。

##### 第二款 海難審判所

百五十五条 海難審判所については、海難審判所組織規則（平成十三年國土交通省令第二十一号）の定めるところによる。

#### 第四節 地方支分部局

##### 第一款 地方整備局

百五十六条 地方整備局については、地方整備局組織規則（平成十三年國土交通省令第二十二号）の定めるところによる。

##### 第二款 北海道開発局

百五十七条 北海道開発局については、北海道開発局組織規則（平成十三年國土交通省令第二十二号）の定めるところによる。

##### 第三款 地方運輸局

百五十八条 地方運輸局については、地方運輸局組織規則（平成十三年國土交通省令第二十五号）の定めるところによる。

##### 第四款 航空交通管制部

百五十九条 航空交通管制部については、航空交通管制部組織規則（平成十三年國土交通省令第二十六号）の定めるところによる。

## 第二章 外局

### 第一節 觀光庁

百六十一条 観光庁については、觀光庁組織規則（平成十三年國土交通省令第七十一号）の定めるところによる。

### 第二節 気象庁

百六十二条 気象庁については、氣象庁組織規則（平成十三年國土交通省令第三号）の定めるところによる。

### 第三節 運輸安全委員会

百六十三条 海上保安庁については、海上保安庁組織規則（平成十三年國土交通省令第四号）の定めるところによる。

### 第四節 海上保安庁

百六十四条 海上保安庁については、海上保安庁組織規則（平成十三年國土交通省令第三号）の定めるところによる。

### 第五節 顧問等

百六十五条 國土交通省に、國土交通省顧問を置くことができる。（國土交通省顧問）

百六十六条 國土交通省顧問は、國土交通省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。（國土交通省顧問）

百六十七条 國土交通省顧問は、非常勤とする。（研修審議委員）

百六十八条 國土交通省の職員の教養及び訓練の実施に関する基本的な事項を審議させるため、國土交通省に、研修審議委員を置く。（法令審査委員）

百六十九条 國土交通省に、法令審査委員を置く。法令審査委員の審議に付する事項その他法令審査委員に関し必要な事項は、別に定める。（技術検定委員）

百七十条 國土交通省に、法令審査委員を置く。法令審査委員の審議に付する事項その他法令審査委員に関し必要な事項は、別に定める。（技術検定委員）

百七一条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十二条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十三条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十四条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十五条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十六条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十七条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十八条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百七十九条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百八十一条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百八十二条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百八十三条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百八十四条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

百八十五条 國土交通省に、法令審査委員を置く。（施行期日）

び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する事務を分掌する。

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第五条 國土政策局地域振興課半島振興室は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（國土政策局地域振興課半島振興室の設置期間の特例等）

第六条 國土政策局調整官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（國土政策局調整官の設置期間の特例等）

第七条 半島振興法第十一条の規定による基幹的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六年法律第六十三号）第一条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。）

第八条 道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和七年三月三十一日	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事務
令和八年三月三十一日	半島振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事務
令和九年三月三十一日	半島振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事務
令和十年三月三十一日	半島振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事務

（船舶検査官の所掌事務の特例）

第九条 海事局検査測度課船舶検査官は、第三条第六項各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十一年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

（半島振興法第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事務をつかさどる。）

間、民間都市開発の推進に関する特別措置法及び公益財團法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する事務を分掌する。

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条 道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。





	この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。
附 則（平成二四年一二月三日国土交通省令第八六号）抄	（施行期日）
第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号）抄	（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年三月二九日国土交通省令第一二号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定中国土交通省組織規則第九十九条第四項の改正規定、第七条の規定中地方運輸局組織規則第七十九条第一項及び第一百十条第一項の改正規定並びに第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年五月一六日国土交通省令第三九号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年六月二八日国土交通省令第五二号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年五月一六日国土交通省令第三九号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年六月二六日国土交通省令第八一号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年六月二八日国土交通省令第五四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二七年七月一七日国土交通省令第四九号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二七年六月三〇日国土交通省令第二八号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二七年四月一〇日国土交通省令第二八号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二七年八月二五日国土交通省令第六四号）抄	（施行期日）
この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸省令第六四号）抄	（施行期日）
附 則（平成二九年一〇月一七日国土交通省令第六五号）抄	（施行期日）
この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二五年一二月一一日国土交通省令第九八号）抄	（施行期日）
この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二六年六月二五日国土交通省令第五七号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二六年九月三〇日国土交通省令第七四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二六年一月二八日国土交通省令第一九号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二六年一月二八日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年一月二九日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成三十年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二九年三月三一日国土交通省令第二二号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二九年三月三一日国土交通省令第二二号）抄	（施行期日）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二九年四月二九日国土交通省令第一九号）抄	（施行期日）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二九年六月三〇日国土交通省令第四〇号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二七年八月二五日国土交通省令第六四号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二九年六月三〇日国土交通省令第四〇号）抄	（施行期日）
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成二九年四月二八日国土交通省令第二〇号）抄	（施行期日）
この省令は、令和元年七月一日から施行する。	（施行期日）
附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第一〇号）抄	（施行期日）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	（施行期日）

<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第五条並びに次条から附則第九条までの施行の日から附則第十一条第一項の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第二八号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>この省令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第三七号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和二年六月一九日国土交通省令第五五号）</b></p> <p>この省令は、令和二年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和三年三月三一日国土交通省令第一八号）</b></p> <p>この省令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和三年六月三〇日国土交通省令第四三号）</b></p> <p>この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年九月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）</b></p> <p>この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。</p> <p><b>附 則（令和四年三月三一日国土交通省令第二〇号）</b></p> <p>この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年六月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和四年六月三〇日国土交通省令第五三号）</b></p> <p>この省令は、令和四年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第一九号）</b></p>	<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則（令和五年九月二五日国土交通省令第七五号）</b></p> <p>この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和五年九月二九日国土交通省令第七六号）</b></p> <p>この省令は、令和五年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和五年一二月二八日国土交通省令第六九九号）</b></p> <p>この省令は、令和六年一月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第六八八号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則（令和六年六月二八日国土交通省令第七四号）</b></p> <p>この省令は、令和六年七月一日から施行する。</p>	<p>この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>この省令は、令和五年七月一日から施行する。</p> <p>この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>この省令は、令和六年七月一日から施行する。</p>
---	--	---